

ごみ処理手数料の減免の考え方について

廃棄物対策課

天災又は火災による災害を受けた方が排出する災害ごみに係るごみ処理手数料について全額免除します。

また、家庭ごみ処理有料化により新たな経済的負担が生じることから、経済困窮対策として「生活保護受給世帯」に対して、子育て支援として「児童扶養手当受給世帯及び対象児童」に対して、ごみ処理手数料の一部減免を行います。

なお、「生活保護受給世帯」「児童扶養手当受給世帯」への減免については、各世帯が定期的に排出し、ごみ排出量やごみ処理経費に占める割合が最も大きい「燃やせるごみ」を減免対象とします。「燃やせないごみ」「粗大ごみ」は、各家庭によって排出の必要性や頻度・量にばらつきがあることから、減免対象とはしません。

また、減免にあたっては、事務負担軽減の観点から、申請不要で、該当者へ「指定ごみ袋引換券」を送付することとします。

さらに、排出抑制・再生利用への動機付けや一般世帯との公平性保持の観点から、減免対象者の人数に応じて、年間必要数の2分の1に相当する指定ごみ袋の枚数を限度とします。

【表1 指定ごみ袋の交付枚数】

減免対象者の区分		指定ごみ袋の種類	指定ごみ袋の交付枚数
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている世帯	世帯の構成員の数が1人	燃やせるごみ 20リットル袋	1年につき 30枚
	世帯の構成員の数が2人		1年につき 60枚
	世帯の構成員の数が3人		1年につき 90枚
	世帯の構成員の数が4人以上		1年につき 120枚
児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により児童扶養手当の支給を受けている者及び対象児童	対象児童の数が1人 ※	燃やせるごみ 20リットル袋	1年につき 60枚
	対象児童の数が2人		1年につき 90枚
	対象児童の数が3人以上		1年につき 120枚

※ このほか「児童扶養手当の支給を受けている者」も減免対象として算定している。

【表2 減免対象世帯】

(R6.11.1現在)

対象	理由	世帯数
生活保護受給世帯	経済困窮対策として	1,397世帯
児童扶養手当受給世帯	子育て支援として	931世帯（全部停止世帯除く）

(内訳)

区分	世帯	世帯数	区分	世帯	世帯数
生活保護 受給世帯	1人世帯	1,204	児童扶養手当 受給世帯	1人世帯	0
	2人世帯	152		2人世帯	588
	3人世帯	27		3人世帯	257
	4人世帯	9		4人世帯	67
	5人世帯	5		5人世帯	13
	6人世帯	0		6人世帯	5
	7人世帯	0		7人世帯	1
	計	1,397		計	931

合計 2,328世帯

【参考：配布枚数の積算根拠】

① 積算の前提

- ア) 令和5年度の1人1日あたりの生活系可燃ごみ 562g
- イ) 令和5年度排出量から令和7年度の削減率16.4%を達成した場合
 $562\text{ g} \times 16.4\% = 92.1\text{ g} \div 92\text{ g}$
 $562\text{ g} - 92\text{ g} = 470\text{ g}$
- ウ) 1年間は365日とする
- エ) 20ℓ袋については1袋3kg換算

② 市民1人あたり 年間使用枚数の試算 (20ℓ袋)

○可燃ごみ

- 1人1日あたり $470\text{ g} \times 365\text{ 日} = 171,550\text{ g} \Rightarrow$ 年間172kg
- 年間172kg \div 1枚3kg \div 年間57.3枚 \Rightarrow 年間57枚と想定

③ 交付枚数 (年間1人あたり)

○年間57枚 \times 1/2 \div 28.5枚 \Rightarrow 30枚 (20ℓ袋)

- ア) 生活保護法の規定により保護を受けている世帯
(1人世帯：30枚、2人世帯：60枚、3人世帯90枚、4人以上世帯：120枚)
- イ) 児童扶養手当法の規定により児童扶養手当の支給を受けている者及び対象児童
(2人世帯：60枚、3人世帯90枚、4人以上世帯：120枚)